

きんぎょタクシーの運行改善について

1. 運行改善に関する要望等（議会、住民座談会、ふれ合い箱等）

（1）高齢者運転免許証自主返納の促進

・免許返納者無料乗車券の有効期限延長について

平成 29 年 3 月から高齢運転者対策等を内容とした道路交通法の一部を改正する法律が施行され、運転免許証の自主返納等により自動車等を運転することができない高齢者の増加が予想される。高齢者の移動手段を確保するため、免許返納者無料乗車券の有効期限を 1 年間に延長し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに向けた取り組みを推進する必要がある。

（2）運行区域の検討

・玉名市への運行について

玉名市まで運行するとなれば時間的に困難である。また、デマンド型交通の導入にあたっては、既存バス路線やタクシー事業者との棲み分け（役割分担や相互補完関係）が必要であり、玉名方面はバス路線や JR など他の交通機関があるため、現行どおりとする。

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱の一部改正について

改正内容 免許返納者無料乗車券の有効期限延長について

改正要綱 長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱

改正箇所 新旧対照表のとおり

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域内における公共交通の利便性向上を図るため、長洲町予約型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」という。）の運行事業実施に関し必要な事項を定め、もって町民にとって暮らしやすいまちづくりの推進に資することを目的とする。

（愛称）

第 2 条 乗合タクシーの愛称は、「きんぎょタクシー」とする。

（運行範囲）

第 3 条 乗合タクシーの運行範囲は、本町の区域内及び荒尾市の特定施設（荒尾シティモール、荒尾市民病院、荒尾警察署周辺、荒尾支援学校）とする。

（運行時間等）

第 4 条 乗合タクシーの運行時間は、別表 1 のとおりとする。ただし、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるときは、運行時間を変更することができる。

（運休日）

第 5 条 乗合タクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日とすることができる。

（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（運行車両）

第 6 条 運行車両は、10 人乗りのジャンボタクシー 3 台とする。

（利用手続等）

第 7 条 乗合タクシーを利用しようとする者は、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第 1 号）を会長に提出し、利用登録をしなければならない。

2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認める場合には、登録を行うとともに利用者登録カード（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 利用者は、第 1 項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。

4 利用者は、乗車日の 2 日前（運休日を除く。）から別表 2 に定める予約受付締切時間までに、希望する運行便及び乗降場所を予約センターへ電話により申込まなければならない。

い。

5 前項の予約センターの受付時間は、午前 8 時から午後 4 時 30 分までとする。

(料金の負担)

第 8 条 利用者は、乗車 1 回にあたり、別表 3 に定める料金を負担しなければならない。

(乗車券の発行)

第 9 条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。

(1) 回数券

(2) 定期券

(3) 免許返納者無料乗車券

2 前項第 3 号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する 65 歳以上の者であって、自動車運転免許を自主返納した日から **1 年間**を有効期限とする。

3 第 1 項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表 4 に定めるとおりとする。

(広報活動)

第 10 条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、町広報誌、ホームページその他の有効かつ効率的な方法により、広報活動に努めなければならない。

(事業の委託)

第 11 条 会長は、事業の実施にあたり、当該事業の一部を適切に運営することが認められる事業者に委託することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく利用者登録その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1 (第 4 条関係)

運行 (出発) 時間
8 時
9 時
10 時
11 時
12 時
13 時
14 時
15 時
16 時

別表 2 (第 7 条関係)

運行便	予約受付締切時間
8 時	乗車日前日 (運休日を除く。) の午後 4 時 30 分まで
9 時	乗車日当日の午前 8 時 30 分まで
10 時	乗車日当日の午前 9 時 30 分まで
11 時	乗車日当日の午前 10 時 30 分まで
12 時	乗車日当日の午前 11 時 30 分まで
13 時	乗車日当日の午前 12 時 30 分まで
14 時	乗車日当日の午後 1 時 30 分まで
15 時	乗車日当日の午後 2 時 30 分まで
16 時	乗車日当日の午後 3 時 30 分まで

別表 3 (第 8 条関係)

運行区域	料 金
長洲町内	200 円
長洲町内 - 荒尾市特定施設	400 円

備考 小学生については半額とし、小学生未満については無料とする。

別表 4 (第 9 条関係)

内 容	料 金
回数券 (200 円 × 11 枚綴り)	2,000 円
定期券 (3 月間有効)	13,000 円
免許返納者無料乗車券 (1 年間有効)	無料

備考 免許返納者無料乗車券については、1 回限りの発行とする。

様式第1号(第7条関係)

長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書

新 規 ・ 変 更				
住所又は 勤務先住所				行政区名
世帯主名			自宅 電話番号	() -
続柄	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	連絡先 (携帯電話等)
		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	() -
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	() -
【備考】				

様式第2号(第7条関係)

利用者登録カード

<div style="text-align: center;"> <p>きんぎょタクシー 利用者登録カード</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>予約センター TEL:(0968)78-6000</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>利用者登録カード</p> <p>氏名: _____</p> <p>住所: _____</p> <p>電話番号: _____</p> <p>生年月日: _____年 月 日</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
---	--

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱新旧対照表

旧	新																
<p>本則</p> <p>(乗車券の発行)</p> <p>第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。</p> <p>(1) 回数券</p> <p>(2) 定期券</p> <p>(3) 免許返納者無料乗車券</p> <p>2 前項第3号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する65歳以上の者であって、自動車運転免許を自主返納した日から<u>半年間</u>を有効期限とする。</p> <p>3 第1項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表4に定めるとおりとする。</p> <p>別表4(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数券(200円×11枚綴り)</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>定期券(3月間有効)</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> <tr> <td>免許返納者無料乗車券(6月間有効)</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 免許返納者無料乗車券については、1回限りの発行とする。</p>	内 容	料 金	回数券(200円×11枚綴り)	2,000円	定期券(3月間有効)	1,300円	免許返納者無料乗車券(6月間有効)	無料	<p>本則</p> <p>(乗車券の発行)</p> <p>第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。</p> <p>(1) 回数券</p> <p>(2) 定期券</p> <p>(3) 免許返納者無料乗車券</p> <p>2 前項第3号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する65歳以上の者であって、自動車運転免許を自主返納した日から<u>1年間</u>を有効期限とする。</p> <p>3 第1項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表4に定めるとおりとする。</p> <p>別表4(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数券(200円×11枚綴り)</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>定期券(3月間有効)</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> <tr> <td>免許返納者無料乗車券(1年間有効)</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 免許返納者無料乗車券については、1回限りの発行とする。</p>	内 容	料 金	回数券(200円×11枚綴り)	2,000円	定期券(3月間有効)	1,300円	免許返納者無料乗車券(1年間有効)	無料
内 容	料 金																
回数券(200円×11枚綴り)	2,000円																
定期券(3月間有効)	1,300円																
免許返納者無料乗車券(6月間有効)	無料																
内 容	料 金																
回数券(200円×11枚綴り)	2,000円																
定期券(3月間有効)	1,300円																
免許返納者無料乗車券(1年間有効)	無料																

九運交企第 75 号
平成 28 年 9 月 8 日

各市町村交通政策担当部長 様

九州運輸局交通政策部長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移動手段の
確保に向けた環境整備に係る取組について

高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）が平成 29 年 3 月 12 日から施行されることに伴い、運転免許証の自主返納や行政処分によって、自動車等を運転することができない高齢者の増加が予測されることから、移動手段を確保することの重要性がますます高まっていくものと考えられます。

国会の審議においても「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら、中長期的な視野も含め適切に対策を講じていくこと」等の付帯決議がなされているところです。

そのため、別添「平成 28 年 9 月 1 日付け、警察庁丙交企発第 95 号」のとおり、警察庁交通局長より総合政策局長あてに同趣旨の協力依頼がなされています。

貴市町村におかれましては、日頃から地域公共交通網の確保のため尽力されているところですが、こうした情勢等を踏まえ、引き続き高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進することについて、格段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成 2 8 年 9 月 1 日

国土交通省総合政策局長 殿

警察庁交通局長

高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組の推進について

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が第189回国会において昨年6月に成立・公布されました。同法には、運転免許保有者当たりの交通死亡事故件数が他の年齢層と比較して多いなど、高齢運転者対策が喫緊の課題であることを踏まえ、これに適切に対応するための施策が規定されています。同法の施行に伴う道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）等については、平成28年7月15日に公布され、同法は平成29年3月12日に施行されるところです（改正の内容については別添資料参照）。

国会での審議においては、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」等を内容とする附帯決議がなされました。

同法が施行されると、高齢運転者の運転免許証の自主返納や行政処分によって、このような方が増加することが予測され、高齢者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まるものと考えられます。

この点、貴省において推進されている持続可能な地域公共交通網の形成に向けた取組は、運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備や高齢者の移動手段の選択肢の拡大につながり、交通事故の防止にも寄与するものと考えられ、都道府県公安委員会・警察においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会への積極的に参画し、同法に規定する地域公共交通特定事業の円滑な実施に向けた協力を行うなど、地域公共交通に関わる多様な主体との連携・協力を配意しているところです。

こうした情勢等を踏まえ、貴省におかれましても、地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体や関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組を推進することについて、格段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

高齢者の移動手段としての公共交通の重要性について

高齢運転者対策の推進

運転免許保有者当たりの死亡事故件数が他の年齢層と比較して多いなど、高齢運転者による交通事故を抑止し、道路交通の安全を確保することが喫緊の課題

⇒ 平成27年道路交通法改正により、**75歳以上の運転免許保有者***に対する制度が変更される(平成29年3月12日施行)。

現行制度

運転免許証の**更新時**に
認知機能検査を受検

認知症のおそれがあると判断された者は、**一定の違反があった場合**に限って
医師の診断を受けなければならない

新制度

運転免許証の**更新時**に
認知機能検査を受検

改正

認知症のおそれがあると判断された者は、**違反の有無を問わず**に**医師の診断**
を受けなければならない

新設

一定の違反をした
場合に**臨時に**
認知機能検査を受検

新制度により

- 認知機能検査の**受検機会の増加**
 - 認知機能検査の結果、**医師の診断を受けることとなる方の増加**
- が見込まれ、認知症の運転者をよりタイムリーに把握し、交通事故を抑止することが可能となる。

新制度により、1年間に医師の診断を受ける方は約5万人程度に増加する見込み

認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された方は平成27年中53,815人、一定の違反があって医師の診断を受けた方は同年中1,650人、診断の結果、認知症と判明して、運転免許の取消し等となった方は同年中565人。

※ 平成27年12月末時点で4,779,968人

運転免許の申請取消し(自主返納)



○ 運転免許の申請取消し件数及び運転経歴証明書の交付件数は、ともに**年々増加傾向**^{※1}。

○ 地方公共団体、関係機関等と連携して、運転に不安を有する方が**運転免許証を返納しやすい環境づくりに向けた取組を推進**^{※2}

- ・バス等の公共交通料金の割引
 - ・タクシーチケットの交付
 - ・各種サービスの割引
- 等

※1 自主返納した方は、返納1か月前の運転頻度が少ない傾向(自主返納者1,500人に対する平成27年のアンケート調査結果)

※2 警察としても、高齢者講習における公共交通機関の紹介や高齢者の交通事故防止の観点からの地域公共交通協議会への積極的参画等により、自主返納しやすい環境整備の促進に努めている。

高齢者の移動手段を確保することの重要性は今後ますます高まる

⇒ 地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体、関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成する必要がある